

○議長（茅沼隆文）

日程第１１、議案第１８号 開成町災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関し必要な事項を定めるため、開成町災害派遣手当及び武力災害等派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

では、議案第１８号を朗読させていただきます。議案第１８号 開成町災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２５年３月５日提出、開成町長、府川裕一。

では、開成町災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。１枚おめくりください。

開成町条例第 号。開成町災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例。

開成町災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例（平成１８年開成町条例第３号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。開成町災害派遣手当等の支給に関する条例。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前、表右の中段に下線で示した「及び」を、改正後の表中の表の中段「、」に変え、表の左後段の下線部分及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）第４４条において準用する法第３２条第１項の規定による派遣職員に支給する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を追加します。

災害対策基本法の規定に基づく災害派遣手当等と同様に支給するため、災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例の一部改正をするものです。

附則、条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）の施行の日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

山田貴弘君。

○８番（山田貴弘）

８番、山田貴弘です。ちょっと聞きたいんですけども、新型インフルエンザ等対策特別措置法ということで、今回、大きなポイントは、派遣された職員が、手当を開成町より支出するということなんですけど、この手当というものは、地域によって金額の上下があると思うんですけども、全国的に、今回の条例の改正によって、新型インフルエンザに対して文言を入れたのかどうか。例えば、受け入れたほうは出ます。開成町の職員が行くということはないんですけども、仮に行った場合、そこら辺の部分で整合性、金額手当の差異なんかあると、どうなのかなという部分がありますので、全国的の動向も踏まえた中で、どのような状況になっているのか、報告を求めたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

現在、制定されている開成町の災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例の中に、別表でうたっている、例えば、公用の施設に宿泊して、３０日以内の期間、１日につき３，９７０円等とありますけれども、これが一般的な数字で定められたものと解釈しています。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（小野真二）

ただいまの議員のご質問でございますけれども、この条例の説明の中にも書かせていただいたように、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び災害対策基本法に基づきました、職員の派遣に基づきます手当等でございますので、これは法の趣旨にのっとり、全国一律に行われるものだというふうに認識しております。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○８番（山田貴弘）

８番、山田貴弘です。全国的にやるということで理解はしました。今、手当の金額の部分、別表の第２条関係について、別表を定めていると答弁をもらったんですけども、これも全国的に金額が一緒だということでもいいのか、そこの答弁がちょっと曖昧な答弁だったので、これは当然、地域によっていろいろな社会情勢があると思うので、ここら辺まで整合性をとっているのか。仮にこれが違った場合、どのような国の処置というか、補助というのですか、あるのかどうか。この辺の補助金とか、そういうものの関連も含め中で、どのような動きになっているのかというの

を、ちょっとつけ加えてもらえれば、ありがたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

先ほど1日につき3,970円というお答えをさせていただいたところですが、これについて、全国どこでも一緒かというところ、そこはまだ明確にはなってございません。今後、行動計画策定の中で、そういうことも具体的にお示しされてくるのかと思いますので、現段階では、明確なことが決まっていけないというのが現状でございます。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。ということは、まだ決まっていけないということは、今後、どのような機関の中で、全国的に整合性をとっていくのか。神奈川県が主導するのか。上郡5町で会議を持つのか。国から決められた部分で処置を含めた中で行っていくのか。そこら辺計画で定めるものなのかどうなのかというのが、ちょっと疑問な部分が見えたので、そこら辺、もし決まっていけないのであれば、どこの機関に今後訴えていくのか。そこら辺ちょっと答弁をもらえれば。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（小野真二）

この派遣手当の金額につきまして、今現在、町で持っております、条例で決まっておりますので、その中に今回の改正は、支給する要件を足すというものでございまして、全国的にこれが一律かどうかということにつきましては、現段階では、ちょっとわかりかねるものがございます。議員おっしゃられますように、地域の特性とか、手当でも、例えば、寒冷地手当というようなものもあるような話を聞いておりますので、そういうような際は、あるのではないのかなと想像はいたしますが、今の段階で、ちょっと明確にお答えできる要素は持っておりません。

ただ、この金額につきましては、町の条例で決まっているということだけは事実でございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。今回は、派遣に関する手当なんですけど、ちょっと私の認識不足かと思うんですが、派遣された先で、実際に新型インフルエンザにかかってしまったときの、その後はどういうふうになるんでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

その派遣することはできるよということはどうもございすけれど、その後に、派遣先でそもそも本人が新型インフルエンザにかかってしまった場合の措置をどうするかということは、今後示される計画の中で具体的になってくると思いますので、現時点では、その先どうするかというところは、明確にはなってございません。

○議長（茅沼隆文）

それでは、質疑ないようですので、質疑を打ち切り、討論を省略して、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第18号 開成町災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

起立全員によって、可決いたしました。